

「球磨村」が実施している「こども医療費助成事業」の 新規受託について(お知らせ)

- 1 球磨村子ども医療費助成事業の公費負担者番号
「80. 43. 124. 0」

- 2 医療費助成事業の対象者
満 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの者
ただし、1 医療機関における月の一部負担金が 21, 000 円以上は対象外（償還払い）とする
また、入院も対象外（償還払い）とする

- 3 自己負担額
なし

- 4 対象医療機関等
熊本県内の保険医療機関等

- 5 助成事業の受託開始時期
令和 5 年 10 月診療分から

- 6 その他
 - (1) 各市町村が実施している医療費助成事業につきましては、助成内容（対象年齢、自己負担等）が異なりますので、窓口において受給者証の提示を受けた場合は、必ず記載内容の確認をお願いいたします。
 - (2) 医療費助成事業の助成内容の変更に伴い、現在ご使用の医事システムによる受付業務等に支障のないよう、必要に応じて変更等をお願いいたします。